

岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について

平成25年12月3日

総務部

12月市議会定例会の初日に議案「岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について」を提案し、当該議案について同日に議決を受けようとするものである。

1 提案理由

岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴い、岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

2 岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の趣旨

平成26年1月1日から岩手郡滝沢村が滝沢市に移行することに伴い、岩手県市町村総合事務組合の加入団体である「雫石・滝沢環境組合」が「滝沢・雫石環境組合」に名称を変更することになり、このことを受けて、岩手県市町村総合事務組合同規約（平成元年岩手県指令地方第145号。以下「規約」という。）に規定する岩手県市町村総合事務組合の加入団体の当該名称を変更するもの

3 規約の一部変更の内容

規約別表第1及び別表第2中の「雫石・滝沢環境組合」を「滝沢・雫石環境組合」に変更するもの。なお、別表第1及び別表第2は、次の内容の規定である。

- (1) 別表第1 組合を組織する団体を列挙しているもの（規約第2条関係）
- (2) 別表第2 組合の共同処理する事務と当該事務を共同処理させている団体を規定しているもの（規約第3条関係）

4 規約の一部変更の施行期日

平成26年1月1日

5 提案日議決の理由

この協議についての岩手県市町村総合事務組合への回答を平成25年12月16日まで求められているため